

岩手県選挙管理委員会告示第12号

不在者投票ができる病院等の指定（昭和45年岩手県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月21日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

改正前		改正後	
1 病院		1 病院	
名 称	所在地	名 称	所在地
[略]		[略]	
県立遠野病院	[略]	県立遠野病院	[略]
<u>医療法人社団敬和会介護老人保健施設とおの</u>	<u>遠野市松崎町白岩13地割30番地 2</u>	医療法人中庸会介護老人保健施設やまゆりの里	[略]
医療法人中庸会介護老人保健施設やまゆりの里	[略]	[略]	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			